

平成22年第4回更別村議会定例会会議録（2日目）

平成22年12月16日

平成22年第4回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表1のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表2のとおりである。
3. 会議事件は別表3のとおりである。
4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものは別表4のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は7名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、6番松橋さん、7番本多さんを指名いたします。
議 長	日程第2、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
7番本多議員	7番 本多さん 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。 岡出村長が村政を担われて3年8か月、今期も残すところ数ヶ月となりましたが、村長が就任以来、住民参画と対話を重視し、時代の流れに敏感で独自性と主体性を求めた更別村第五期総合計画の基本目標に、いつまでも住み続けたいまち、豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地の実現のために鋭意努力されました。 しかしながら、アメリカに端を発した金融不安は、世界的な影響を与え、デフレの進行や雇用不安など経済的不況が続いております。また、去年は政権交代が行われ、新政権においては様々な改革が行われ、事業廃止や予算削減など、無駄排除を重点に政策を展開され、地方財政に及ぼす影響は大変大きくなっております。 その様な厳しい状況の中で、岡出村長は住民と対話し、住民の目線で多くの施策を展開し、村民の福祉の向上や生活基盤の整備に取り組みされました。政策の中でも特に、憩の家の改築は多くの村民から絶賛の声を聞かせていただきました。また、長年にわたる課題でありました村税の大口滞納の問題につきましても、村の財政に多額の欠損が生じたことは村民の理解が得られるものではないわけですが、一応の区

議
村

長
長

切りがつかしました。他には子育て支援策など、多くの実績を残されたことは、多くの村民が高く評価していることと思います。

そこで、この4年間の村政を執行された総括的な評価についてお伺いいたします。

次に、今後の村政執行についてお伺いします。

この4年間は、前村政の継続事業もありましたし、自ら課した課題もあります。

また、日々めまぐるしく変わる社会情勢に対応しながらの村政執行は、大変苦慮されたことと思います。岡出村長が掲げた5つのスマイルプランを柱に、46項目の公約についても全て計画通り達成できず、志半ばという思いでないかと思えます。

そこで、来年は改選期を控えておりますが、昨日新聞紙上の記事においても出馬の意向ということで記載されていましたが、再度、立候補し村政を担う意志があるかどうかについてもお伺いしたいと思います。

岡出村長

本多議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、約4年間の村政執行の総括的な評価について、ご質問をいただきました。

不肖私が、平成19年4月から村政を担当させていただくところとなりまして、私の政治信条として、住民の参加と対話を重視した村政運営を目指してまいったところでございます。

これまで、私の出来る限りにおいて、会合等に参加、出席する中で、村民の皆様と直接対話をさせていただく中で、また職員からの情報と村内の状況把握に努め、村民皆様の考えや、ご意見を大切に、村づくりを進めてきたつもりでございます。

また、多くの皆様のご協力と、貴重なご意見をいただいて、第五期総合計画の樹立ほか、重要な各種計画づくりしてまいったところございまして、一定の評価は、していただけるものと思っております。

しかしながら、デフレ傾向、地方経済が厳しい中に、思いもよらぬ急激な原油等の高騰、アメリカ発の金融混乱による世界同時不況、そしてそのことによりまして、日本はもとより本村経済を揺るがす問題が発生し、その都度、時間的余裕の無い中で、景気の回復に向けた緊急対策が必要とされたところであります。

そうした状況下における緊急経済対策の実施にあたりましては、必ずしも、対話と説明責任の面において、十分ではなかったのではないかと自己評価をいたしているところでございます。

また、ご質問の中にありました、村税の大口滞納問題の解決にいたしましても、3億に及ぶ多額の欠損処理となりまして、当然ながら村民皆様の理解を得られる訳が無いのでありまして、解決の先延ばしは、更に、村に大きな影響を与えるということと判断いたしまして、苦渋の決断の中で処理をさせていただいたところでございます。

そしてまた、政権交代により、国営・道営事業である農業基盤整備

の予算が大幅に削減となりまして、完成を目前にして、必要とされる事業の遅れや、今後予定の事業に支障をきたしていることも、残念に思っているところでございます。

私だけの力だけでは及ばないもの、諸事情により計画的に進まないもの、ご批判をいただくもの、素直に反省すべきものなど、多々ございますけれども、ご質問をいただいた中にもありますが、村民が望み期待をしていた事業の実施や、長年の懸案事項の解決など、健全財政を維持しながら取り組んでまいりましたことを総合的に判断いたしまして、合格点をいただけたところに来たのではないかと、自己評価をいたしているところでございます。

私に残された任期は、あと4ヶ月であります。

全力で村民の付託に応えられるよう、また、合格点をいただけますように、鋭意、努力してまいります。

次に、今後の村政執行について、ご質問をいただきました。

ご承知のとおり、私は、選挙の結果、大変な僅差にての村長就任でありました。

このため、私自身の公約の達成はもとよりであります。ご支持の高かった前村政が進めてまいりましたリラクタウン事業や、前村長が私に懸案事項として引継ぎをされました、福祉の里温泉の改修、南14線排水路問題、幕別町との境界問題、大口滞納問題等について、私に与えられた大きな課題として捉え、解決を図るべく努力をしまいった次第であります。

結果、先ほども申し上げましたとおり、諸事情で事業が進まなかったもの等、多々ありますけれども、私に与えられました任期中において、それなりの責任を果たすことが出来たのではないかと思っているところであります。

しかしながら、現在、村のおかれております状況は、突然のTPP協議参加の問題や、特に地方に厳しい事業仕分けへの対応、そして少子高齢化や依然として厳しさを増す経済の状況など、諸課題山積な状況にあります。

この様な状況下、私を支持して下さる後援会の代表より、先月、温かい支持と激励のお話をいただいたところでございます。

こうしたことを踏まえ、これまで熟慮を重ねてまいりました結果、協働して、いつまでも住み続けたい理想的な農村づくりを行うために、農業を始めとして村内産業の厳しい環境に、より農・商・工・学の連携を強めて、村の産業力を高めてまいりたい。

また、少子高齢化が一段と進む中に、より介護・医療・福祉等の充実を図り、安心して暮らせる、子育てが出来る、安心の環境づくりを更に進めてまいりたい。

そして、急激に国際化が進む中に、生涯にわたって、誰もがたくましく豊かに生きる教育力を高めてまいりたい。

これらを重点に、新たな気持ちで、また、身を投じまして、推進させていただきたく、再度、ここに、立候補の決意を致した次第でございます。

村民のご支持をいただけますように、力の限り、頑張っまいるたいと存じます。

身に余る、ご質問を頂きましたことに心からお礼を申し上げ、以上、答弁とさせていただきます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

答弁大変ありがとうございました。

今期の総括につきましては、村長の答弁のとおり私も同感で一致しているところでございます。

今後の村政運営につきましては、これまで残された課題を含めて本村の産業の振興や少子化、高齢化対策など、前向きな信念を持って新しい時代を切り開いて引き続き村政を担いたいというご報告を受けまして、強いお答えをいただきました。その決意には敬意を表するところでございます。

多くの村民の支持を得て村政を担っていただきたいと思っております。

そのことが村の発展につながるものではないかというふうに期待をしているところでございます。

再度、村長の強い決意がありましたらお伺いしたいと思えます。

議 長
村 長

岡出村長

私はこの更別村に生まれ、そして更別村の皆様にご世話になってまいりました。

恩返しということではございませんけれども、この大好きな更別、愛する更別のために力の限り尽くしてまいりたいと思っておりますので、重ねてご協力、ご支持をお願い申し上げまして私の決意とさせていただきます。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

通告に従い、議長のお許しがありましたので質問させていただきます。

2 年前に、更別村の農業像はと村長にご質問したことがあったかと思えます。

その中で村長も私も考え方は一緒なのだという気持ちは持っていました。あの時のお答えが確か個別完結型では限度があるから法人化を目指す、それに対して応援をしていきたいということだったのですけれども、先般、政権が変わりましてどこの議会も T P P 問題に集中しているわけなのですけれども、また先般、T P P の阻止にあたりましては課長以上の職員に参加をしていただいたということで、農業だけではなくて T P P になりますと今までの W T O から始まりまして F T A も超えまして非常に産業に及ぼす影響が大きい、例えば今年、振り返ってみますと更別村は恵まれた方だと思っておりますけれども夏の猛暑でビート、じゃがいもが厳しい、麦もそうでした。それでこの間、マスコミ等にも出ていましたけれども本当に運ぶものがない、十勝は農業経済で、そういう報道がされておりました。

それで今回、T P P は来年の 6 月に今の総理がどういう判断をするかは別にしましても、どちらにしてもグローバルな時代に入っている

ことは明白でありますので名称は新時代に向き合う農業政策ということで、村長も今、本多議員の質問に力強い立起をされましたので、私も何回も農業の問題を質問してはいますが、今回は村長の持論でどういふことがあるのか、それを村民、農業者に広く知っていただきたいということもあって、3項目位に集約して質問してみたいと思っております。

それで1点目、TPP、FTAも含めてですけれども、農産物の自由化路線、国際化の対応等、それともう1点、昨年、農地法が改正されまして、その生産現場の影響等について、特に更別村はどうなのでしょう、それともう1点、民主党が農政の柱にしております、農地・水・環境保全対策について、その3点に絞ってご質問したいと思っております。

それで1番目の環太平洋連携協定、TPP、の参加において関税が、例外なく撤廃された場合、更別村の農業の産出額は、どの程度減少するのでしょうか。

それから2つ目、農地の所有主義から利用促進への転換をうたう改正農地法では、一般法人の参入が容認されたが、村にも影響はあるのでしょうか。

それから3つ目、農地・水・環境保全向上対策では、一部、鉄南地区の参加が遅れていますが、その対策等のお考えがあるのかどうかということで、この3点について質問させていただきます。

それで1点目でありますけれども、今12月でありまして、ご存知のように今年は猛暑で麦、ビート、じゃがいもが量はありますけれども中身がない、麦については非常に厳しい、平成に入って1番の共済金の支払いという報道もされております。今、農業者は来年の営農計画の立案とクミカンの整理です。それで降って沸いたような気象災害に加え、TPPの大合唱が始まった。それで若干、農家の人や農協の運営者と話すのですけれども、そういうことは昔からあったからWTOのウルグアイラウンドの時もそうだったし、オーストラリアと交渉していることもそうだし、割と緊張感が昔もあったのではないかと、その度に乗り切ってきたのではないかという言葉もあります。若干違うのかなと僕は思っておりますけれども、TPPと民主党が言います農業強化策は農産物の輸出と株式会社の参入促進が2本柱だろうと、これは現状の農家を否定し、解体する仕組みであると、これは私が考えることなのでありますけれども、どちらにしても農業開国を国として最終的に来年の6月までに決定することを世界に対して表明しております。それで、政府がTPP対策で設置をしました食と農林漁業の再生実現会議は何回か開かれております。昨日の農業新聞にも若干出ていましたけれども、その政府以外の外部有識者、これは11人が全員道外の有識者である、農業に関連しているのも若干はいますけれども会社経営者である。それも素晴らしい大手の流通業界の社長であったりしている。そういう中でそのまま行くかどうかは今までどおりというのは若干、僕は疑問だと思います。それで速報値なのでありますけれども、JAからお借りをしまして、今年の水揚げ粗生産高、共済金を除いて

9,553,000千円、それでこれは麦に限定されています。ビートはまだ出荷中ですから小麦に300,600千円が予定されている、それで昨年度は共済を入れるとおよそ10,000,000千円を超えたのかなと認識しております。この額を言いますと、例えば他町村は1割減、極端なところでは18という数字も一人歩きしています。その中では豆類に助けられたのかなと思いますけれども、非常に立派な成績とは言いませんけれども、そういう結果であります。でも内容については今精算中でありますから理解は出来ませんけれども、ただ非常に危惧することは、更別村は大畑作地帯で甜菜、馬鈴薯、小麦、今度の輸入化の目玉とは言わないですけれども、そこに集約されていますそれと法人化が遅れていますから、例えば以前私が農協に関係している時から10,000,000千円、農家戸数が減ったり、色々な経費率がありますから10,000,000千円が決して悪いわけではないのですけれども、隣村を見ますと3割以上伸びておりますし、野菜にシフトしたり畜産にシフトしたりして生産額が伸びているというのは事実です。ですから、この辺で村がどこまで農業にタッチするかは別にしましても思い切った考え方の整理が必要かなと、TMRセンターにつきましても農業者が手を上げてやっと発車しそうだということになっていますから、それはうれしいことなのですけれども、このままでいきますとおそらく今年は甜菜が作付けも減りましたし、中身もないということで非常に厳しいものがあるのですけれども作付けバランスが崩れましたら非常に厳しいことになるかなと危惧しております。

それともう1点、農業委員会の方になりますけれども、昨年、農地法が改正されまして、1年が経ちました。菅首相は国会で農地法が新規就農の制約となっており見直しが必要な発言、また政府は行政刷新会議の下に設置した規制・制度改革分科会が農業生産法人の要件を見直すよと、また農業委員会のあり方も見直しをしますよという第一次報告書を閣議決定、これは12月10日の全国農業新聞からの抜粋なのですけれども、先程も言いましたように農地の所有主義から利用促進への転換をうたっているのが第一次です。中身なのですけれども、一般法人の農業の参入を容認しますよと、それから50年間の賃貸を認めますよと、農業委員会が形骸化していますから抜本的な改善を要求しますよと、それと標準小作料の廃止等々考えてみますと、僕は無責任農政の典型、今の制度は。更別村は約11,000ヘクタールの耕作地に2,000ヘクタールの小作地を利用させてもらう。耕作放棄地は0である。農業者も拡大意欲が非常に強く、今回、高規格で50ヘクタール以上の優良農地が減少することは事実ですし、それとあいまって農業委員の使命はますます重くなっていると私は考えております。

やはり村としてもTPPの問題と同様に農地の利用問題にも注視をし、規制・制度改革の解約があれば反対の声を上げてほしいと思っております。

それから3点目、農地・水・環境対策の件ですが、民主党はこれと中山間地域と直接支払制度を拡充する方針だと、それで速報値で予算段階ですから決まってはいないのでしょうけれども、農地・水・環境

議
村

長
長

保全対策の中に今までやっております農地・水路・農道の保全活動の支援をする、これは今までもやっております。これは農地・水・保全管理払い、それからもう1つ、環境に優しい農業を支援しますということで環境保全型農業支払い、これはどういうものかと言いますと肥料、農薬の5割減に加え、環境保全型営農がしたい人には個人全品目一律に10アールあたり8,000円をあげますよということで、個人を対象にして直接支払うよというような考え方を打ち出しております。それで先程も言いましたように鉄南地区の参加が色々な理由で遅れております。僕は早急な対策をしなければ政権が変わらなければ継続していくと思っておりますので、行政も力を入れてほしいと思っておりますので、この3点に集約をして質問をしますのでよろしくお願いいたします。

岡出村長

松橋議員のご質問にお答え申し上げます。

まず今年の農業状況でございますけれども、気象変動が激しくて猛暑となったところでありまして、各町村大きな被害を出す中に更別村は豆類で助けられたということもございますけれども、本当に管内の中では被害が少なく、推移したということでもあります。これは農家の皆様方、そして関係機関の皆さんの懸命な努力によって阻止出来た、被害を最小限に食い止めたものと思っておりますので、心から敬意を申し上げます。

1点目の農畜産物自由化路線への対応についてご質問をいただきました。

環太平洋連携協定、TPPに参加し、例外なき関税撤廃がされた場合の本村農業の算出額の影響であります。十勝総合振興局の算出方法をもとに試算いたしました場合、小麦、甜菜、澁原馬鈴薯、酪農、肉用牛等が対象となってまいりまして、十勝総合振興局が試算したのと同年度であります平成18年度で試算をいたしますと、本村の農業算出額への影響額は、約5,300,000千円が減少し、総生産額の60%以上の影響を受けるとしております。また、平成18年度の生産額は平年に比べて少なかったことから、昨年の21年度年の生産額、約9,700,000千円をベースに試算をいたしますと約6,000,000千円の影響が見込まれるものであります。

このことは、本村の農業が存続し得ないということを示すものでありまして、基幹産業である農業が壊滅してしまうと同時に関連産業や雇用等、甚大な影響が出て、本村そのものが崩壊してしまうというものであります。

私はこの度の政策については、強い危機感を持っておりまして、ことにあたらなければならないと思っております。

まずはこの危機感を共有し全村あげてTPP断固阻止をしてまいりたいと思っております。

次に農地法の改正によって、農地の所有主義から利用促進への転換に伴う一般法人の参入による影響についてであります。

更別村の平成21年度末における全農地面積は、約12,000ヘクタールでありまして、その内約16%にあたる約2,000ヘクタールが農地法

等により賃貸借されている農地ということになっております。

現行の農地法につきましては、平成21年6月に改正をされまして、同年の12月から施行されたところであります。この改正農地法では、所有者保護と農地の有効利用に転換をされまして、賃貸借期間の制限も20年から50年に延長されるとともに、企業の参入を促す改正となっており、また、耕作者による農地の所有が最も適当との文言が削除されるとともに、企業が借りられる農地を指定した耕作放棄地などに限るといった規制も撤廃され、優良農地も利用出来るということになったわけであります。

このところは、私としましては本村のような専業にして大規模経営をする農業地帯には全く合わない農地法であると思っております。この農地法による推進となりますと、本村の農業に影響が出るものと大変危惧をいたしているところであります。

この私の思いは、十勝管内共通しているものだと思っております、この件に関しましては、度々、疑義を私どもは唱えてまいったところであります。

幸いと言いましょか、村内においては、現在のところ賃貸借の状況において一般企業参入の動きは見られないようでありますし、また、農業委員会におきましても、平成20年2月の更別村第4期農業振興計画の策定にあたり、前段で取りまとめたアンケート調査からも、本村の担い手農家の半数以上が規模を更に増やしたいとの意向を持っておられますことから、村内の農地につきましては、村内の担い手農家に集約出来るよう努められているとのことでございます。

今後も情報をお互い密にいたしまして、更別村の農地は、農業者が基本的に所有し、耕作することを前提に農業委員会と考えを共有し、更別村の農業振興に努めてまいりたいと思っております。

農業委員会の組織のあり方等、色々と議論があるところでありますけれども、私は更別村のような農業地帯におきましては農業委員会の果たす役割は大きいと思っておりますので、ひとつお互いに努力をしてみたいと思っております。

3点目の農地・水・環境保全向上対策についてご質問がございました。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、国において平成18年7月に対策が打ち出されまして、平成19年度から平成23年度までの5か年間の事業として実施をされておりました、上更別地域と更別北地域で取り組まれているところであります。

この事業は、共同活動への支援及び営農活動への支援の2つの部門で構成されておりました、実施されている地区におきましては、行政単独ではなかなか出来ない農業関連施設の維持保全や環境の向上など、総合的な農村のレベルアップが、なされているところであります。

村といたしましては、全村的な取り組みを推進してまいったところでありますが、制度が時限立法であること、地域での活動計画が補助の有無に関らず5年間実施しなければならないことなどから、鉄南地区については残念ながら実施に至っていないものであります。

この農地・水・環境保全向上対策の平成 24 年度以降の事業についてではありますが、現在の情報では施行時期とか詳細は明らかになってはおりませんが、戸別所得補償制度に関連して農地・水・環境保全向上対策の拡充が検討されているということでもあります。

現在の 2 階建てと言われていて、共同活動への支援と営農活動への支援のうち、1 階部分と言われる共同活動への支援に農地・水・環境保全向上対策は共同活動に特化されるという情報があります。

また、2 階部分の営農活動への支援につきましては、環境保全型農業への支援ということでご質問もいただきました。減肥減農薬、これらの農業を推進しようということで、それらを実施したところについては支払制度を創設し、実施するという情報があります。

このようなことから鉄南地区につきましては、制度が明らかになり次第、現在参入されていない所が不利にならないように再度私も説明に努力をしてまいりたいと思っております。

そしてご質問の中に更別農業の生産高が頭打ちだと、このままでは成り立っていかないのではないかとのご質問がございました。

私の農業の考えといたしましては、現在の 12,000 ヘクタールの農地を最大限に利用する農業でなければならない、そのためには畑作、酪農と別れるのではなくて、畑作においても耕畜経営を進めなければ生産力が上がってこないと思っております。

また、更別村の農業の技術力は大変高いわけですので、身につけた技術力を最大限に生かして現在ブランド化しております品質の良いアスパラの生産を高めていくとか、今、人気のあるキャベツ、そういうものの野菜の生産を高めていかなければならない。また更別村の農業は素晴らしい農業地帯であると思っておりますので、農業教育の場としても消費者により理解を得られるためにもそういうグリーンツーリズムだとか農村緑化空間の提供等、今後、展開が必要ではないかと私は思っております。

この考えにつきましては、帯広市がすすめるフードバレー構想にもつながっていくものではないかと思っております。

それから今年、多くの町村で被害を大きくしたわけでもありますけれども、更別村におきましては小豆の品質が大変高かったということで、これに救われたわけでもあります。

更別村の金時、小豆といった品質の高いものをやっぱり売り出していく必要があるのではないかと思っております。そのためには更別村全体を 1 つの会社と捉えまして、戦略を持って徹底し、営業努力していく、またピーアールしていく展開が必要ではないかと思っております。色々とお答えがあっち行ったりこっち行ったりしましたけれども、以上答弁とさせていただきます。

6 番 松橋さん

議長
6 番松橋議員

なかなか国が決めたことにしたがわざるを得ない、これは昔からそうなのですけれども、ただその中でも新しい芽を出した産地は残っていく、前の質問でもありましたように平均年齢が 65 歳を越えたのではないかと、総理大臣が言わなくても私はわかっているのです。農業なん

て 1.5%の産業ではないかと、簡単に僕らは周りだけを見ていますから、こんなに後継者もいるし、機械力もすごいのではないかと、その辺が主体に果たしてなるかという問題なのです。

やはりグローバルに目をつけていないと、いきなり反対ばかり言っている、決められたら従わざるを得ないのですから、土地があるから自給自足で良いという人もいるでしょうし、それはそれで結構ですが、村長からは前向きな答弁をいただいていますし、農地法の改正に関しても、新しい産業を起こそうと、アスパラ等、試験をやっているものもあるのでしょうけれども、そういうものも含めて将来を見ていかなければ、ウルグアイラウンドの時も 6 兆円程度付けていただいたけれども、それが果たして農業者に全部回ったかどうかは疑問なはずですから、農業者も注視をしていかなければならないと思います。土地があるから大丈夫、JAがしっかりしているから大丈夫というのは風前の灯かもしれませんし、グラグラになったときには遅いので僕らにはもう少し緊張感が必要なと思います。

行政とJAとの関係が希薄とは言いませんけれども、気になっています。

村長の気持ちは十分わかります。もちろん農業立国の更別村ですから畑作も日本一に集約されている技術力も高い所ですけれども、下手をすると一番影響を受ける地域かなと思っています。

それで再質問という中では失礼かもしれませんが、今の推進会議を含めてJAとの関係、新しい作物、もう少し本気で考えていただきたい。農業委員会については力強いお言葉をいただいております。ただ農地・水・環境対策は民主党が 2 本立ての 1 つの柱にしていますから参加が遅れば遅れるほど不利になるかなと思います。それとエコファーマーが出来上がりますと、了解を得ないと隣近所に迷惑をかける。だから農業委員さんもその中に入って、そういう仕事まで増えていくと思います。全部つながった話なので梯子に乗り遅れたからそっちはちょっと待ってもらっているという答弁でしたけれども、そこは残念です。もう少しあの時に 11,000 ヘクタール皆で進んでいけば良かったのかなと思います。早急に入っていない地区にも言葉をかけてあげて、エコファーマーまでは難しいですけれども今のもらっているあれでもかなりの事業を考えて起こしていただいている。非常に助かっています。鹿については若干問題があったと聞いていますけれども。皆で地域のことを考えるのはプラスになっていますので質問があっちいたりこっちいたりして申し訳ないのですけれども、1 つには農協との関係、農地・水、早急に話はしました。なかなか乗ってくれませんので難しいのでしょうけれどもお答えをいただきたいと思います。

岡出村長

私どもは国と一体となって農政を進めることは重要なことだと思っておりますけれども、最近の日本の経済における農業の占める割合は非常に少ないのだということで多くのものが犠牲になってはというような発言について私どもは残念に思っているところであります。

日本の食糧自給率は 4 割であってこれが進んでいきますと 20%を割

議
村

長
長

るような数値も出されているところでありまして、20%を割ってしまうと日本の食料については世界に牛耳られるということになってきますので、私どもは何としても食糧自給率を高めている更別村農業地帯を生かしていかなければならないと、そのための努力はしていかなければならないと思っているところでもあります。そのために農協との連携をご指摘されたわけですがけれども、私どもは農協とは疎遠になっているとは全く思っておりませんで、いつもことある度に連携をとってやっているということでもあります。その中でもっと連携を密にした方が良いということが傍から見て感じられるということにつきましては、私どももそれを真摯に受け止めてさらに連携を強めてまいらなければならないと思っております。今1番は危機感を持って、私はTPPが出た段階では課長会議に全員がこの危機感を共有していかなければ村が成り立っていかないということで指示をしてございますけれども、これは各組織、村民全体のことでありますので、これはやはり進めていかなければならないし、そのためにもしそういうものが進んだ場合にやはり新しい展開が必要になってきますので、その危機感の中からそういうことが生まれてくるのではないかと思っておりますので、そのことについてはより私どもは先頭に立って進めていかなければならないと思っております。

農地・水・環境については農家の方々が不利にならないように説明をしてまいりたいと思っております。その中でやられない所はそれなりに自分達の判断でそういう取り組みをしていただきますので、それなりの自己責任の中で処理されるべきものだと思っております。そういうふうに至らないように私どもは説明をしてまいりたいと思っております。

6番 松橋さん

議長
6番松橋議員

最後の件はそのとおりなのです。前向きな答弁をいただきまして、商工会も含めまして十勝は全てTPPについては誰も賛成する人はいないと思っておりますので共通認識を持って緊張感を持って注視していなければならないと思っております。

最後に短く新聞を読みます。

例えば戸別所得補償制度は大規模な農家から零細な兼業農家まで一律に支援するという仕組みだ。土地ごとに耕作条件の異なる農業者の営農を下支えするのはいいが、これまでの農政を見渡すと生産性を高める施策が手薄だったのは否めない。

農業開国を焦ることはない。いや準備不足の現状を考えれば、焦るべきではないと言うべきか。農業にとってTPPへの参加は当たって砕けろの無鉄砲な政策でしかない。

やはり今の政権が何を考えているのかということ注視して協力出来ることは私達も協力して、ことにあたっていきたく思っています。

以上で質問を終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。

(10時50分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11時10分)

2番 高橋さん

議 長	<p>通告に従い一般質問をさせていただきたいと思ひます。 高齡者福祉のこれからの対応についてということで質問させていただきたいと思ひます。</p>
2 番高橋議員	<p>高齡者社会に伴い近年高齡化率が年々上昇しているのが現状であります。</p> <p>北海道内にいたしましても道内人口 5,521,343 人に対して 65 歳以上が 1,344,783 人と 24.4%、75 歳以上では 659,815 人で 12%となっております。また十勝管内では 65 歳以上が 24.6%、75 歳以上では 12.3%、村内では人口 3,438 人、これは 22 年の 10 月 1 日現在でございますけれども、それぞれ 65 歳以上、26.4%、また 75 歳以上で 15.1%と毎年増加傾向、これは更別村だけではないのですけれども、道内、管内、増加傾向となっているのが現状だと思ひます。</p> <p>現在、村では 4 か所での入所がありますが、どの施設も待機者がいるということで、平成 21 年 2 月から平成 23 年度までの高齡者福祉計画、また介護保険事業計画の中でも具体的な計画がございません。</p> <p>また、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の構想となる第五期総合計画の際の住民へのアンケート結果におきましては、将来不安を感じている第 1 位が介護の問題であると結果が出ており、村ではこれらの介護について検討する必要があるかと思ひますけれども、村長のお考えについて伺いをしたいと思ひます。</p>
議 村	<p>岡出村長</p> <p>高橋議員の高齡者福祉のこれからの対応についてお答えを申し上げます。</p> <p>近年、高齡者の介護問題は老後の最大の不安要因となっているところであります。ご質問にありましたとおり、第五期更別村総合計画の策定に際し、実施いたしましたアンケート結果におきましても、将来に不安を感じているということが第 1 でございまして、家族やご自身の介護の問題となっているところであります。</p> <p>そうした中で、介護保険制度が平成 12 年度 4 月にスタートいたしまして、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるようになり、在宅サービスを中心に利用者が急速に拡大するなど、高齡者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして、住民生活にも着実に定着してきたところであります。</p> <p>また、住民が健やかにして安心して老後を送るために、地域包括ケアシステムの充実を目指して、介護保険法に基づき本村の実態を把握し、更別村保健福祉推進委員会のご審議もいただいて、3 年毎に更別村介護保険事業計画を策定して、この計画により推進を図っているものであります。</p> <p>しかしながら、今日の社会は少子高齡化、核家族化、扶養意識の変化などによって、高齡者を取り巻く環境もより複雑化しておりまして、全国的に、また本村におきましても制度発足時に想定した以上の介護認定者及び介護保険サービス利用者の増加が続いているわけでありませぬ。</p>

村では高齢者対策の一環として、シルバーハウジング、これは30戸、生活支援ハウス18室、これらを独自の対策として行っているところではありますが、介護保険制度の中では平成18年の法改正によりまして地域密着型サービスが創設されたのを機に、平成20年8月には社会福祉法人博愛会により、地域密着型介護老人福祉施設コムニの里さらべつの開設がされた、これによりまして、コムニの里さらべつには大きな役割を果たしていただいているわけであります。

このことは必要な介護サービスを利用しながら住み慣れた地域での生活を支援する介護保険制度が着実に浸透されてきている現れと思っております。

本施設の入所希望につきましては、今後の介護不安から入所を申し込まれる方も多くて現在の待機者は22名となっております。待機者の内訳ですが、介護1が10名、介護2が4名、介護3が5名、介護4が2名、介護5が1名となっております。介護度的には比較的軽い介護度の方が多い状況でありまして、また入所希望の時期といたしましては、今すぐ入所したいという方が2名、急がない19名、その他1名であります。

待機者の待機場所といたしましては、医療機関に入院中の方が4名、グループホーム入所者が2名、老人保健施設入所者が2名で、待機者の内8名が入院若しくは介護施設等に入所されているということであります。

在宅での待機者につきましては、在宅は自宅、シルバーハウジング、支援ハウスとこれらも含んでございますが、14名の内、小規模多機能居宅介護、宿泊サービスの利用もしておりますが、これをされておられる方が10名、残り4名の方は、デイサービスを利用してございまして、待機者の多くが、在宅サービスを利用しながらの生活となっております。

こうした状況からご質問の待機者のあり方に関しましては、当面施設と待機者の調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

それから、NPO法人元気の里とかちの運営でございませけれども、グループホーム元気の里さらべつの利用状況につきましては、定員9名のところ9名が入居ということになっております。そして待機者は村内在住者の方1名となっております。

その待機されておられる方は介護度が2でございまして、現在、小規模多機能居宅介護事業サービスを利用されている方でございます。

このグループホーム元気の里さらべつの状況を申し上げますと、今年の3月に札幌市内で火災による死亡事故が発生しておりますけれども、元気の里さらべつの施設は昭和41年に建設されたものでございまして、それを改築して利用しております。また2階建てということで安全面の配慮が必要だと考えているところであります。対策といたしましては、火災事故に備えたスプリンクラーの設置等が考えられるわけではありますが、施設の現状を見ますと抜本的な解決とはならず、NPO法人元気の里とかちからも先般、移転改築の協力要請があったところ

でございますので、移転改築に向けて法人と検討してまいりたいと思
っているところでございます。

この改築計画を推進するにあたりましては、本村の実態と必要度を見
極めまして道と協議し、北海道枠及び十勝枠の中で、本村及び道の
介護保険計画に組み込むことが必要であります。

現在、第4期計画中でございますので、平成23年度までの整備とは
なりませんけれども、次期計画、平成24年度から平成26年度までの
第5期計画にこれを盛り込みまして、改築整備を図ってまいりたいと
思っているところであります。

また改築する場合の基本的な考え方でありまして、NPO法人
の意向も踏まえまして、新築する場合がありますが、既存の1ユニット9名
でございますけれども、今後の要介護認定者の増加を見込みまして、2
ユニット18名の定員で整備計画を立ててまいりたいと考えていると
ころでございます。

村といたしましては、整備計画が進むように村の計画に位置づける
こと、そして整備にあたってNPO法人から施設整備等に係る事業費支
援の要望書も受けたところでございますので、財政的に有利な方法を
検討して要望に応えられるように支援策を考えてまいっているものでござ
います。

計画的には、平成23年度に設計をいたして、平成24年度に建設出
来るように支援を講じてまいりたいと思っております。

これが今後の待機者解消となるように検討してまいっているものでござ
います。

なお、今後におきまして、施設型介護対策にも限界があるところ
でございますので、基本とされる在宅介護策を含めて常に検証してまい
りたいと思っております。

2番 高橋さん

ご答弁ありがとうございました。

私も申し上げましたけれども、やはり在宅介護というか要介護の人
が重要であると思うのです。

それで待機者がいるということで、これから拡充というか施設のあ
り方については、コムニの里が地域密着型ということで決まりもある
のかなと思うのですけれども、コムニの里を増築か元気の里を24年
に行いたいという意見でございましたけれども、そんな中で、これは質
問にないので急遽質問させていただきます。

国では第5期介護保険事業計画ということで、平成12年から14年
度で今までは国の総量で人員を決めていたということなのですが、
これを地域の実情に応じて定員を定めるという国の案ですが、
これに伴い芽室町が定員100人を20人増員して120人のけいせい
苑を建設したいということで載っているのですが、それを踏まえまして、
コムニの里もそういうことではどうなのかが1つと、元気の里を昭和
41年の建設ということで老朽化だということで新築に向けて計画と
いうことですが、この2つで元気の里については現在の上更別に建て
るのか、コムニの里付近に持ってきて建てるのか、その辺のご意見を

議長
2番高橋議員

議 長
村 長

お伺いしたいと思います。

岡出村長

現在の小規模特養施設については 29 名という入所定員が定められておきまして、一般の特老につきましては入所を増やすということは簡単に出来るかもしれませんが、現在の地域密着型の小規模につきましては 29 床という限定があります。それを増設するということになりますとこれは認可変えの手続きが必要となってきますのでなかなか容易なことではないと、そして現在の更別村の場合は単純に他町村と比較していただきますとわかりますけれども、施設入所型が管内ではトップクラスに入っておりますので、これをそのまま入所型に推移しますと現在でも介護保険料がトップとなっておりますので、その辺の見極めも必要ではなかろうかと思っておりますのでございまして、待機者の状況等を考えながら進めていかなければならないと思っております。この高齢化の対策につきましては、国家的な戦略でやらなければ解消出来ないということございまして、一自治体の力量だけではなかなか賄いきれないと思っておりますので、福祉対策についての国の基本方針が定まっております段階で再度検討していきたいと思っております。

それから元気の里更別につきましては上更別で展開をされておきまして、運営に関しましては上更別の方々が本当に協力的にやっております。入所者のサービス事業も地域の方々が一生懸命やっておりますので、私は基本的に上更別地区でやってもらう、そうしたことによって上更別地区の活性化にもつながるということから、支援もしてまいりたいと思っております。ただ、現在の場所ではとても狭いので少し公園に近いとか、買い物に近いとかそういう配慮の中で建て替えとなりますと当然平屋の安全な施設にしてまいらなければなりませんので、敷地も多く必要と思っておりますので、それらにつきましてこれから NPO 法人とよく協議をして村として土地的にも協力出来るものは最大限協力してまいりたいと思っております。

基本的には上更別で展開していただきたいということを申し上げているところであります。

2 番 高橋さん

コムの里は地域密着型であるということで増築は難しいということで元気の里を計画してその場所については上更別を予定しているということでございます。

議 長
2 番高橋議員

それから介護保険料が更別が 1 番高いということで、新聞等を見ますと 2013 年度から後期高齢者医療制度を廃止して 75 歳からは原則国保にしたいという案も出ているので、75 歳からの負担も多くなるということはこれからも懸念されると思います。

住民のアンケート調査も介護が 1 番問題であるということですので、これから高齢化率が増えていくことは懸念されると思うので、国または道の事業を活用して住民が安心出来る介護サービスをやっているだけであれば良いかなと思います。

議 長
村 長

岡出村長

両施設とも民設民営ということで経営してございまして、どうしても建てた時にすぐから満床にしなければ経営上厳しいということですから、すぐ満床の状態にして経営が始まったわけでありまして。その中で軽度の人もその中には入った関係上、後程高度な方が出てきてもなかなか入所待ちという状況も出てきたわけです。そういうことをこれからは特定の施設とならざるを得ないものですから、これらにつきましては施設と話し合いながら入所者につきましても優先順位を決めながらやっていかなければならないと思っております。そしてこの高齢化社会は社会的には悪いようなイメージを与えておりますけれども人間社会としては長寿社会というものを望んでいたことでもありますので、国も村も腹をくくっていかなければならないわけでありまして、そういう面では国の情報等を的確に捉えて村としても出来るものは村民が安心して暮らせるような村づくりを進めてまいりたいという決意しております。また色々な角度からご意見をいただければありがたいかなと思っております。

3番 菊地さん

議長のお許しをいただきましたので、ただ今より一般質問をさせていただきます。

議 長
3番菊地議員

今日は特別支援教育について、3項目についてまず質問いたします。障害を持つ子供の教育、これは特殊教育と呼ばれて、障害の種別に対応した教育、これを健常児と分けて行う別学、分けて学ぶというのが行われてまいりました。

しかし近年、特別な支援を必要とする児童、生徒は、今後ますます増えつつあります。障害の重度化・重複化、そしてそこに発達障害と言われます、LD、学習障害、またADHD、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、このような発達障害への対応も求められるようになりました。

そして、それは特別支援学校だけで受け止めるものではなくて、その生徒が居住する地域の学校の通常学級、また特別支援学級、かつての特殊学級も含めまして、身近な場で教育を受けられるように考慮して、その際に特別支援学校がセンター的な機能を発揮することが求められております。

この様な状況を受けまして、平成18年、学校教育法が改正されました。

明治5年、130年前にスタートしました、障害のある子どもとない子どもを分けて、更に障害の種類によって分けて教育の場を用意するというような別学の体制を見直しまして、場による教育から一人ひとりの子どものニーズに対応する教育、特別支援教育に改められて4年が経過しようとしております。

通常の学校、通常の学級に在籍をします児童生徒が、その学習や行動の困り度、このようなものに合わせて教育上の支援が得られることになりました。障害の有る、無しに関わらず共に学び、地域で共に暮らす、特別支援教育が実践され、最近申されます、インクルージョン

の教育、インクルーシブ教育へ大きく前進することになると思います。

1点目です。

特別支援教育支援員配置事業についてお伺いします。

本村の教育委員会では管内でも先進的に特別支援教育支援員、これを事業として捉え、配置して3年目になります。その採用実績と現状、今後の取り組みについてお伺いします。

2点目です。

更別村における支援体制の構築と独自の個別支援計画策定についてです。

障害に対しましては、もちろん早期発見と早期支援体制の整備、継続的な支援により、大きな成果が期待されます。個々の成長過程、ライフステージに応じた的確で一貫性のあるサポートが重要です。子供と保護者を中心に、家庭、医療機関、相談機関、保育園、幼稚園、小中学校、保健福祉課、教育委員会など、子供の育ちを取り巻く関係部署が連携した支援体制システムと、更別のニーズにあった独自の個別支援計画の策定が望まれます。その認識と見解をお聞かせ下さい。

3点目です。

特別支援教育に関しましては、高等学校においても推進されております。

道立高等学校におけます特別支援教育推進と更別農業高校の存続についてお伺いいたします。

道教委は9月に策定されました、特別支援学校の配置に関する考え方におきまして、道立高等学校の特別支援教育推進のため、空き教室等を利用した分校、あるいは分教室の設置や活用を明らかにしております。

また、先日の定例議会におきましては、23年度からの入学選考の再考も委員会を立ち上げて、現実味を帯びてまいります。これはもちろん特別支援教育推進のための具体的な策のひとつと捉えております。そこで更別農業高等学校と隣村にあります中札内高等養護学校の2校の連携を想定いたしまして、この取り組みに対し手を上げることは、間口削減によって高校自体の存続が危惧されております更別農業高等学校にとりまして、存続ということではなく、更別村にとってノーマライゼーションの村とうたっております更別村のまちづくりにおいても非常に有効な手段ではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

阿部教育長

菊地議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

村長へのご質問という内容もあろうかと存じますけれども、関連がございますので、私が一括してご答弁をさせていただきます。

お話にございましたように、平成18年に学校教育法が改正されて、翌年の4月から施行されました。その際に、それまでの特殊教育から特別支援教育に改められまして、同時にお話にありましたように、それまでの器質的な障害、視覚、聴覚、運動機能、知的などの障害に加えて、今、お話の学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉

議 長
教 育 長

症、アスペルガーなど、いわゆるグレーゾーン的な部分の障害も特別支援教育の対象に位置付けられる考え方が改められたところでございます。

その中で包括的な教育の推進というお話がございました、インクルーシブ教育の推進が今掲げられているところでございます。

1 番目の特別支援教育支援員の配置についてでございますが、本村では特別支援学級には該当しませんが、いわゆる支援を必要とする児童への対応を目的に平成 19 年度から配置を行っております。

現状といたしまして、平成 19 年度は上更別小に 1 名、20 年度及び 21 年度は更別小、上更別小にそれぞれ 1 名を、22 年度につきましては更別小に 2 名、上更別小に 1 名、更に上更別幼稚園に 1 名を配置して対応をさせていただいております。

支援員の配置についてでございますけれども、その効果は対象児童そのものの学校生活、学習活動への効果は大きいと同時に、その普通学級内における子供達の心理的な落ち着きでありますとか、更にもう 1 点は優しい気持ちを持ちながら皆さん一緒に勉強する対応についても非常に効果が大きいと判断をさせていただいており、今後もその推進をする必要があると感じているところでございます。

配置の基本的な考え方といたしまして、成長に合わせて学校生活や学習能力が向上することで支援員の支援を必要としない部分も出てくることを想定しておりまして、主に現在のところ、低学年の時期を配置の対象と考えているところですが、一方で人数的なこともございますが、中学年になりまして継続して支援が必要と思われる児童もございまして、継続して支援員を配置すべきかどうかの検討が必要であり、合わせて、新入学者においても支援が必要と思われる児童も出てきておりますので、その配置のあり方を検討させていただいているところでございます。

結論といたしましては、特別支援員の配置につきましては、その必要性を十分に認識し、効果も感じながら、その児童に応じた配置を継続する一方で、他町村の事例も検討の中に含めて、特別支援教育のあり方、方向性を検討していきたいと考えているところでございます。

2 番目のご質問の、子どもの育ちに関係する部署の連携による支援システムの構築の関係についてですけれども、個々の成長過程、ライフステージに合わせた一貫性のあるサポート体制の構築ということでお話のありました家庭や医療機関、相談機関、保育園、幼稚園、学校、福祉担当部署、教育委員会、更に形としてはこれに加えまして就労、もしくは就労指導を行う機関等も入ってくると思いますが、そういったところが連携して育ちと成長してからの生活に関わり、生まれてから就労までの支援体制を確立するということ、このことは更別村に生まれ育ち、家族とともに住み続けることにつながるものでございまして、その体制の構築が望ましいということは論を待たないところかと存じます。

具体的に、連携して組織されたシステムが対象の方達につきましてカルテ的なものを共有して作成し、その育ちに合わせて、適宜、その

方の将来の望ましい方向を示し、行き着く目標、場を用意するという
ことと理解されるところでございます。

ただし、考えますに、そこまでの連携と活動が機能するシステムが
本当に構築出来るものかどうかという不安がございます。多くの関係
者の目にさらされることとなります多くの個人情報をどう扱うか、ま
た、その対象の方の将来の方向性を実際に機能する機関ではない集合
体的なシステムの運営そのもので集合体が決定する、導くことに責任
を担保することが出来るのかなど、多くの課題があります。

近隣の町村では、既にそのシステムが出来つつあると申しますか、
考えられているところもあるように聞いておりますが、その運用にあ
たっては、いくつかの難しい課題に直面している聞いております。
なかなか全面的な運用には至らないということもお聞きしておりま
す。

このことから、本村におけるこの支援システムの構築につきまして、
性急に進めることで機能不全の部分が出てくることよりも、あるべき
姿の検討、どの内容であれば連携が可能なのか、そのことが当事者ご
家族や関係機関の理解と協力がいただけるものかどうかなど、多くの
課題の検討を進め、それぞれがやるべきこと、出来ることを整理した
後に協議を進めていくという手順が望ましいのかと考えたところでご
ざいます。

多少の時間をかけて機関、組織内部の検討をいただき、可能なところ
からの連携を始めていくという方向で進むこととさせていただき、
最終的には、お話のあったシステムの構築につなげていくことが望ま
しいのではないかと考えております。

今しばらくの検討する期間をおきたいと考えておりますので、ご理
解をいただきたいと存じます。

3 番目の、道立高校の特別支援教育推進についてであります。お
話のように、道教委は本年の9月に、特別支援学校の配置に関する考
え方を発表しました。その中で、知的障害を対象といたします高等養
護学校について、近時、対象となる児童生徒が増加しておりますが、
間口増の難しい学校も多く、高校などの道有財産や市町村の小・中学
校の空き教室、空き校舎などの既存施設を活用した分校、分教室の設
置を含め、受け入れ態勢の整備を図るとしております。また、11月に
開催されました、道議会文教委員会での議員の質問に対しても同様内
容の答弁があったとの新聞報道がなされております。

この考え方で、受け入れ体制の整備を進めることは、定員に入らな
い多くの入学を希望する生徒に大変有効な方策であるとも考えますと
ともに、更別農業高校が中札内高等養護学校との連携を進めることは、
現在通ってきておられる生徒のことも含めまして非常に更別農業高校
の振興にも有益であると考えているところでございます。

一方で、今回の発表では、高等養護学校の分校、分教室としての検
討を進めるということでありまして、学校教育法で認められておりま
す高校での特別支援学級の設置、こういった形にはなっておりません。
更別農業高校に特別支援生徒の受け入れ枠を設けるということとはま

た違う形になっております。

可能性として、更別農業高校がこの検討の対象になるのか、対象の場合はどのような形なのか、更にそれが、農業高校に可能なことか、有益なことかなどの内容を確認する必要があると存じます。

また、更別農業高校に電話段階で確認しましたところ、現在でも数名の特別支援学校に該当すると思われる生徒を危険防止の観点などから自己管理が出来ることを条件に生徒として受け入れている経緯もありまして、その場合には、通常の一般の高校でありますことから、教員等の特別な配置もなく割り当てられた教員で対応している現状にあるとのことでもあります。

いずれにいたしましても、発表や道議会答弁の詳しい内容を確認し、更別農業高校の振興、発展に役立つ内容であれば、積極的に取り入れるよう要望を進めていきたいと考えておりますので、早急に道教委と連絡、もしくは面談をさせていただきまして、現在の内容を確認し、検討を進めてまいりたいと存じております。以上、答弁とさせていただきます。

3番 菊地さん

ありがとうございました。

私の申し上げることがよく理解して下っているということがわかって良かったと思います。

支援員の件について、継続して中学年になっても継続が必要な方に対しては検討を進めていくというお答えをいただいて非常に心強く対象になっているお子さん方、保護者の方も大変ありがたいことだと思います。そして、ひとつ申し上げたいことがあるとすれば、やはり支援が必要なお子さん方というのはその支援を受ける支援員の方、教職員の方、スタッフの方との信頼関係が非常に大事なことだと思います。これがきちんと出来上がっているかどうか、これが支援の効果がフルに出るか出ないかの決め手であると思うのです。ですから学校の中の1年間のスケジュールの中で常に支援員の方が寄り添っていられるような雇用のあり方、村の教育委員会での採用ですので、雇用の条件ですとか、そういうようなことも是非考えていただきたいと思ひますし、これは学校の中でもやっていることだと思いますが、支援員に対しては教育委員会の採用であるということから資質向上のための何らかの手立てというのを是非考えていただきたいと思ひます。

阿部教育長

現状におきましては、先程申し上げました更別小学校に2名、上更別小学校に1名、更に上更別幼稚園に1名ということで学校分野、道の教育職員であるという分野から更別村職員である特別支援員を配置しているということから身分的に若干違うということもございまして、19年の配置の時から子供に接するという部分では同じ教職員であるという立場で考えていかなければ非常に子供にとっても悪い影響があると考えておりまして、配置にあたりまして必ず同じ職員という立場ですべてのことをやっていただきたい。職員会議も研修も、その場に立ち会うことで同じ認識に立つことで多くを占めている一般教職員

議長
3番菊地議員

議長
教育長

の認識、勤めていただく特別教育支援員の方も同じ認識ということでお願いをしております。おかげさまで現状においては職員会議でありますとか、研修等にも同様に出席をいただいて頑張っていたいただいているところがございますが、ただ今年度につきましては本来であれば学校教員の資格を持った職員が必要ということでございますが、今年度につきましては人の手配が難しいという観点もありまして教員資格を持った人が1名、更にもう1人は教員資格を持たない通常の高校卒業の者1名、合わせて2名の方を特別支援教育支援員ということで採用いたしまして進めている経過があります。形上、教育資格を持ったものを嘱託職員ということで1年中勤務させておりますが、介助的な形を想定した中で通常の高校卒業の職員につきましては臨時職員という形で対応せざるを得ないことから、そのようにした経緯がございます。ということは、11か月以上の長い雇用が出来ないということから、一時期、子供達が仮におりましても特別支援教育支援員が外れる時期が出るということで、そのことは十分存じているわけですが、現状の人的対応の中でやむを得ない部分、苦渋の選択ではございましたが、そのような形を想定いたしまして、配置の当初から各校長、教頭等にその対応を何とか考えていただきたいということと、本当にどうしようもない状態であれば何とかその方法を考えたいということをお願いしてご相談をさせていただきながら配置をさせていただいたところがございます。

現状につきましては、落ち着いておりますけれどもご指摘のありましたように支援教育支援員が一時的に欠けるということについては、やはり望ましいことではないと認識しております。今年度についてはやむを得ない部分ということでご理解いただければと存じますけれども、次年度以降、このような勤務の途中で空けることがないように十分進めていきたいと思っております。今後とも、中学年的な学年に対する支援員の配置等につきましても他町村では学級そのものに対する支援という形で非常に大人数の支援員を配置している学校もあれば大きな学校であっても支援員を配置していない町村もあります。そういったことを色々と検討も含めながらあるべき姿を進めて考えていきたいと思っております。

3番 菊地さん

支援員に関しましては、資格ですとか雇用の条件ですとか、そういうものは各市町村の教育委員会に任されておりますので、そこら辺のことは子供達の利益を最優先にして、是非継続して事業として進めていただきたいと思っております。

あと2点目の継続した支援、計画の策定について、これは芽室町と中札内村で既に行われているのです。ご答弁にもありましたように確かに色々進めるにあたって色々難しいことも発生してくると思えます。ただ、それは保護者の方、そして当事者をきちんと交えて、その了解等に理解を得て進めていくことならばそんなに問題にはならないと思えます。それよりも子供の成長は待ってられません。先程も申し上げましたように少しでも早い支援、そのサポートを開始することが

議長
3番菊地議員

より大きな成果をもたらすということですので、始まって3、4年、これは教育委員会ではないですけれども、すくすくこども未来計画という計画書の中に、この計画案のことについて記載されています。平成20年3月に村特別支援教育連携協議会を設立したというふうに書いてあります。ただ、この内容を聞くと残念ながら実際機能していないという現状があるようでして、せつかくこういうものを立ち上げてもう2年が経とうとしています。生まれた子供は2歳です。子供は待ってくれません。時間がかかるのはよくわかります。ただ、本当に早急に取り組んでいただきたいと思います。

それと道立高校の件ですが、これは私は本当に有効だと思います。更別高校はそういうお子さんを受け入れて立派に卒業させているという実績もございます。そういう特別な専門の教職員の方もいらっしゃるわけではなく、立派な教職員の方と養護教員の方のお力によって学校ぐるみでそういうお子さんを支えて一緒に卒業する、そして社会にも送り出しているという実績があります。ですので、これは是非、高校存続のためにも村づくりのためにも急いで道教委と連携をとって情報収集、道教委の方向性をつかむ、これを急いでやっていただきまして来年度からのモデル事業の開始ですので、早急にお願ひしたいと思います。

このことについてもう1度、教育長にご決意と言いますか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

阿部教育長

今のご質問にお答え申し上げます。

支援システムの関係につきましては、色々な機会を通じまして私どもも勉強をさせていただいておりますこと、更に保健福祉課等、色々な部署に渡るわけですけれども、それぞれの場所でもこのシステムの構築が必要であるということをお話し合われております。

特殊教育連携協議会がなかなか上手く機能していないという部分の問題点、整理も含めまして早急に検討を開始していきたいと共通理解の中で考えておりますので、少しの時間を検討させていただきたいと思っております。

特別支援学校と農業高校の連携の関係ですけれども、実は先程、早急にと申し上げましたが、道教委の教育支援課と既に連絡が取れておりまして、明日、道教委に行つてまいります。実際にどのようなことが可能なのかということ、論点整理をある程度私の中で出来ておりますので、こういったことが可能なのか、こういった形ならどうなのかということも含めて聞いてまいりたいと思っております。それを更別農業高校の現状ともフィードバックいたしまして、可能なのかどうかを詰めていきたいと思っておりますが、ただもう1点はあくまでも道立高校ということがございまして、更別村の教育委員会は支援する立場ではありますけれども、村といたしましては道立高校の編成になかなか口出しが出来ないという部分があります。ということで逆にこういったことを積極的に考えたいのだということをお訴える意味での要望について是非、明日行って内容を精査して色々なことを聞いて帰って

議 長
教 育 長

まいって行動を起こしてまいりたいと思っております。

昼食のため、暫時休憩いたします。 (12時05分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13時30分)

4番 堂場さん

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

議長 議長
議 議
議 議

私は2点について村長に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

4番堂場議員

まず1点目は試験圃の活用についてということで、今、村の基幹産業である農業が今危機にあるということで、先程の同僚議員からの質問があったように政府は戸別所得補償制度もはっきりしない中で、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定に参加しようとしております。そして関税撤廃をし、自由貿易化にしようとしているわけでありまして。そういうことで11月28日には音更町においてTPPから食卓と地域を守る十勝大会ということで、約4,000人以上の農業関係他22団体等の人々が集まって行われたところであります。

十勝総合振興局の試算によりますと、十勝全体でTPPに参加すると農業産出額は1,382億円の減少、また地域経済には2,357億円の損失と言われております、そういう中で更別村のTPPにおける影響といたしましては、農業生産で対象、これは3品目ですが、小麦、甜菜、馬鈴薯は約60%の減、畜産、酪農、肉用牛等については62%の減少となる。全体の農業算出に対しては61%の減少と試算されております。

こういう中で更別村村税の影響については農業分で60%、約38,071千円の村税の減収、また農業を含む全体の村税では約20%減の156,780千円の税収と試算されるということで、先程の同僚議員の質問の中で村長もTPP参加は断固反対というようなご意見の答弁がありました。このような大きな影響を与えるTPPについては反対をしていかなければならないと思っております。

それで私はこういうようなこともいずれ来るであろう、また来てもいいように厳しい農業情勢に耐えられるための足腰の強い農業作りのために村が主体になって、更別村においては大きな農産物の食品加工工場等もあります。そのような工場あるいは商工会等の関係団体と連携して更別村の新しい作物作りに試験圃の活用をしていかなければならないと思うわけでありまして。

大きな視野から立った新しい農業政策については先程松橋議員からも質問がありましたが、4年前の村長の公約の中にも5つのスマイルプランの中にも第1に掲げているのが日本一の農業作りを目指しますということになっております。また関係機関と連携協力し、更別村の農業を守り発展させますと強く誓ってございます。そのようなことから身近に起きるであろう危機に耐えられるように更別村の農業の安全を守るために更別独自の第3の作物と言いますか、新しい作物の開発に取り組んでいかなければならないと思いますが、その点について村長の考えを伺いたいと思います。

岡出村長

堂場議員のご質問にお答えを申し上げます。

私の公約の中にも、日本一の農業地帯を作りたいという思いでこれまで進めてまいりました。その中で小麦、豆についても更別村の重要な作物であります。そのことから農協の大型施設につきましても、整備にあたっては村から150,000千円補助をさせていただいたところがございます。

そうした状況の中にT P Pの問題が急に起きてきたわけでありませう。

本村の基幹産業である農業を取り巻く環境は、議員、ご指摘のとおり、戸別所得補償制度やT P Pなどの問題が山積しておりまして、先に同僚議員からもご質問をいただきましたが、先行き不透明で、非常に厳しいという状況下にあるわけでありませう。

先程も同僚議員にお答え申し上げておりますけれども、その影響額の大きさに驚愕するわけでありませう。これが地域の崩壊にもつながるという強い危機感をおぼえているところでありませう。その中でいち早くこういう対策を取る必要があるのだということから、ご質問の試験圃の活用についてご質問をいただいたところがございます。

これまでも試験圃の活用につきましては、種々議会からご質問をいただいております。

そういうことから、村としては一旦ここを閉鎖することを決めて閉鎖しておりましたけれども、今後の農業展開において必要な栽培試験、研究は必要と判断いたしまして圃場の有効活用に向けて各農事組合の営農技術懇談会等にて希望や意見を伺い、農協が関係機関と連携した農業経営生産対策推進会議にて、検討させていただきこれまで活用を図ってきたところがございます。

これからも農家が必要とする、また、新たな作物や収益性を高めるための栽培試験等については、私は必要と考えておりまして、より自立した中に実施をしてまいりたいと思っております。

そこで今年は大きな出来事といたしまして、マルハニチロ北日本が組織改変ということで、本村に本社を置くこととなりまして、そのために役員との交流も図らなければならないということで、定期的に情報交換することといたしたところでありませう。

ご質問いただきました、農協、マルハニチロ北日本などと連携して新しい作物を開発し、足腰の強い更別農業を作るための活用につきましては貴重なご提案と受け止めるものでありませう。

私は今の国際的な大きな動き、時代の流れに対して大変な危機感を持っておりまして、その危機感を共有し、今後の村づくりを進めなければならないと強く思っているところがございます。

より農商工に額を超えた連携強化によりまして厳しい環境を乗り越えていかなければならないわけでありませう。

農協、マルハニチロ北日本をはじめ、関係機関と積極的に意見交換、情報交換をさせていただいて、必要な栽培試験研究等に圃場の活用を図ってまいりたいと思っておりますし、各団体におきましても積極的に利用させていただきたいと思っております。

以上お答えとさせていただきます。

議長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

前向きなご答弁で安心しております。

今までも試験圃の活用についてはイチゴの栽培を 3 年間、これははっきり言って失敗だったと言い切れるのではないかと考えております。

それから今はアスパラの試験も行っております。これは今年が 3 年目ということで結果はこれからだというように思いますが、このようなことより、もう少し大きな視野から、違う観点に立ってこれからの農作物を加工して販売していくためにはどういったものが好まれるのか、これはやっぱり工場、あるいは商工会等も連携をとって、村長もそういうことで情報交換をしながらこのようなことに取り組むというような答弁でありましたので、安心しておりますが、このようなことで大きな広い観点から違う考えのもとで新しい更別独自の作物の開発を進めていっていただきたいと思っております。

それで何かありましたらお願いいたします。

岡出村長

今回の T P P の問題に関しましても私は一番心配しているのは多くの消費者が危機感を持っているのかどうかということにあるわけですね。私どもはやはり農業を営む上で消費者のニーズに応じていく情報を捉まえて捕まえていくということが大切なことだろうと、その中で全国的な食品事業を展開しているマルハニチロの情報というものは私どもは大切にしていかなければならない。そして農協にいたしましても農産物の販売をしているわけでありますので、その消費者のニーズというものを捉えていると思っておりますので、そういうことも情報を共有して試験圃の活用についてもどうあるべきか真剣に考えていく時期が来ているのではないかと、それをまた早急に進めていかなければならない。今、試験圃で試験しておりますのは、活性化策としてジャクヤクの栽培をさせていただきますが、今年にはんにくも植えてございませし、かぼちゃ、スイートコーンとそれらも試験栽培に取り組んでいるところでございます。

また、現在のところ、こういう栽培をしてほしいということがないのは残念なところでありますけれども、これらのことにつきまして危機感には皆持っていると思っておりますので、十分に連携をとり、打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っております。

また色々な角度からご指導をいただければありがたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

4 番 堂場さん

村長の前向きなお答えでございますので、是非とも村長の公約でもあります更別を守っていく農業、発展させる農業の実現のためによりしくお願いしたいと思います。

次に 2 項目目です。

村長は 2 年前の選挙で厳しい戦いの中、僅差で勝ち、8 代目の村長として就任して 1 期 4 年間、笑顔あふれる村づくりを村政の信条とし

議長
4 番 堂場議員

て、村民の目線から、村、村政の執行に携わってまいりました。

先程、午前中の本多議員の質問と重なりますので、中身については重複することばかりなので、私が少し、感じた点を本多議員が述べなかつたことについて今朝、本多議員の質問を聞いていて、もれていたとか、気づいた点、少し述べさせていただきたいと思います。

まずひとつは村長、本当に村の行政の発展に尽力されたことは私も評価いたします。

60年以上続いてきた更別村と忠類村の境界の問題も解決した、それから十数年来、滞納、高額固定資産税滞納の件についても解決されたわけであります。この固定資産税の滞納は村民も1日も早く1年も早く解決を望んでいたわけであります。これは滞納される税金の75%も収入とみなされて、交付税に影響があったということで、これは本当に大変なことで1日も早く解決をしていただきたかつたわけであります。3億円という大きな金額でありますので、これが1年、1年増えていくと交付税がこれより75%も影響するという事になれば、滞納の税金合わせてもらえるものももらえないということで、村に対しては言ってみれば往復ビンタというような形のなかで1日も早い解決を望んでいたわけですが、これが解決されたということで、これも大きく評価しなければならないと思っております。ただそこで22年度に決算されるであろう、21年度では決算されておりませんので、来年度の決算になるのかと思っておりますが、有価証券の取り扱い、十勝モーターパークの株券、会員権、これは決算書の有価証券の欄にありますが、15,950千円あります。これは完全に22年度は0円になって紙切れ同然、本当に残念なことだと思います。ここでひとつ疑問もあるのですが、果たしてこの会員券が有価証券として取り扱えたのかどうか、また村としてこの会員権を買わなければならなかつたのか、これは前からすごく私は疑問に思っていたわけですが、それが今回0円になるということで大きな疑問がわいてくるわけであります。

そこでこのような有価証券については今後、貴重な税金の運用のためにやられていることは承知しておりますが、この村自体、自治体が有価証券の活用の範囲というものは、おそらく決まっていると思っております。そういうようなことから、貴重な税金の運用のためには是非とも慎重に吟味された中で今後扱っていただきたい、これは質問とか意見になるのですが、そのようにお願いをいたしたいと思っております。

それから、後の4年間の評価と今後の村政執行ということで本多議員とだぶってしまうのですが、もう来年の地方統一選挙に立起して村政を担当する意思があるかというご質問を私もすることでいたわけですが、本多議員の質問もありましたし、昨夜の十勝毎日新聞にも大きく次も立起して頑張ると、また本多議員の質問にも我が4年間の評価をすると100点満点だというような村長の力強い報告もありまして、来年の4月の選挙にはまた立起して頑張られるということでございますので、私の質問は重複していますので、この点についてはご答弁はいりませんが、本多議員の評価の答えの中で、もし村長がお答えし忘

議
村
長
長

れたようなことがありましたら、またなくても私にも一言ご答弁いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

岡出村長

お答えを申し上げます。

1期4年の評価と今後の村政執行について、合わせて財政運営についてご質問をいただきました。

財政運営にあたって、大口滞納の固定資産税の解決は私に課せられた大きな課題であったわけでありますけれども、議員ご指摘のとおり、この問題については村財政に大きな影響を与えてまいりただけに早期解決のために決断をして解決をしたわけであります。その中で固定資産税3億円、それに合わせて株券、会員権というものも処理をしなければならぬということに対して、村民にいくら釈明してもわかっていただけるものではないと思っております。

当時、企業誘致、地域活性化のためにこういうことについてご支援をいただきたいということから、各町村、ゴルフ場の会員権を買ったり色々なことをしました。しかし、今となってみれば、そういうことが大きく村民に迷惑をかけ、各町村においても財政運営のあり方についてご議論がなされたところでもございます。今後、村活性化、企業の支援にいたしましても、どのような支援の方法があるのか、こういう支援が果たしてどうなのかということにつきましては慎重に検討していかなければならない、財政が厳しくなればなるほど、そういうものについて私は配慮しなければならないのではない事項であると思っております。

色々と先に同僚議員からもご質問をいただいたところでございまして、お答えが重複する部分につきましては議員からお話がありましたけれども省かせていただきたいと存じます。

そこで、この4年間を静かに振り返る時、私が村民の皆様にお約束をいたしましたことの実現、そして、固定資産税の大口滞納の問題等、村が抱える課題解決の努力はもとよりでありましたけれども、日々、村民の期待に私が本当に応えられているのか、また村のために本当に役立っているのかを常に考えながら、更に自分にプレッシャーをかけながら村政の執行にあたってまいったところであります。

そして、私は大変非常にせっかちな性格を持っておりまして、困難な課題も先送りすることのないように早期解決を目指してまいったところであります。

そのためにも職員には大変苦勞もかけたところもありますけれども、今、村政は村民のために、村のために何が出来たか。また、どのような結果を出したかの評価が求められているということでありまして、その自己評価につきましては、同僚議員にもお答えを申し上げたとおり、甘い、自己評価と思われることもございますが、合格点をいただけたところまで来たのではないかと思っております。

残された4か月の任期、全力で村づくりにあたり、まずは責任を果たしてまいりたいとおもっているところでございます。

村政担当の今後も意思があるかのお尋ねでございます。

これにつきましては、先程、同僚議員のご質問にて、立候補の決意表明をさせていただいたところであります。

特に、前段、基幹産業の農業につきまして、ただ今質問も受けましたが、更別村は開拓から 100 年、その長い歴史の中で大変な苦勞の末に十勝を代表する、この豊かな村と寒冷地農業が築かれたわけであります。

今、経済優先と国際化によって本当の価値が見失われまして、この豊かな農村が崩されようとしているわけであります。

これを私は断固、許してはいけないと思うものであります。

更別村の農業は、将来とも、安全、安心の日本の食糧基地として、変わる事のない大きな役割を持っていると思っておりますし、更に、生産力を高め、その責任を果たしてまいることが日本のため、また、更別村全体を発展させるものであると強く思っているものであります。

こうした強い思いと、私の村づくりの思いの一端が込められました、第五期総合計画に基づきいつまでも住み続けたいまちづくりの実現に向け、再度、村政を担当させていただきたく立候補を決意いたしました次第であります。

ご支援とご理解を賜りたいと存じます。

また、ご質問いただきましたことに、感謝とお礼を申し上げ、お答えとさせていただきます。

4 番 堂場さん

色々とお答えがありましたが、せっかちだということが気になるのですが、せっかちでなくて落ち着いてゆっくりとどっしりと構えて今言われたことの村政にあたっていただきたいと思っております。今、市街地活性化事業も途中ですし、この 5 つのスマイルプランの中を見ましてもまだ手付かずのものもあるように思います。というようなことで、またこの次も村政に携わるといふ力強いお言葉をいただきましたので、またこれからもよろしくお願い申し上げまして質問を終わりたいと思っております。

これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第 3、議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件を議題といたします。

本案について委員長審査報告を求めます。

松橋産業文教常任委員長

第 4 回定例会において、産業文教常任委員会に付託された議案について、12 月 10 日に、教育長、担当者の出席を求めて審査を行いました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件は、これからの学校教育推進体制強化のため指導主事を、中札内村との広域連携に基づき設置するためのものであり、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長
4 番堂場議員

議長
議長

産業文教常任委員長

なお、今後、広域連携事業など重要案件にあつては、早い段階での内容説明、該当市町村議会への合同説明の機会を持つなどの配慮を望むところです。

以上で審査の報告といたします。

これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第 61 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第 61 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 61 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件は、原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 4、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、高齢者福祉の現状等について、産業文教常任委員会は、継続して、市街地活性化事業について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。おはかりいたします。

議 長

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

議 長

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成 22 年第 4 回更別村議会定例会を閉会いたします。

議 長

(14時05分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 12 月 16 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 松 橋 昌 和

同 議員 本 多 芳 宏

